## 「兼公成言について

月 足 正 朗

動について考察してみようと思う。動の時代に遭遇し、一番の師表と仰がれた人物が示した思想と行ける単軽を代表する唄学であり、かつオ一級の教育家である。厳兼松成言(石居)は、幕末から明治十年の幾年に至る時期にお

## 、石居と藩校、東奥義塾

ずられて舍長となつた。 等の教授を受けた。博く和漢の学に通じ、詩文を能くしたので挙平演に入学を許され、古賀侗庵、佐藤一斎、成島黎麓、屋代輪池た石居は(文政九年四月、十七才)、天資聰明、二十三才の時昌十代番主信顧の参動に伴い、父久庸と共に随行して江戸に登つ

書の購入、適学者の招聘ー適医杉田成卿とは特に深く往来し、佐老代九十九娘しんを娶り、一家を削立)。同十三年十月(三十三屋代九十九娘しんを娶り、一家を削立)。同十三年十月(三十三屋代九十九娘しんを娶り、一家を削立)。同十三年十月(三十三屋代九十九娘しんを娶り、一家を削立)。同十三年十月(三十三天保六年、退資したが、同十年八月書院番(馬廻)に列し、藩

明的姿勢は終始変らぬものであつた。ている。しかも自ら躪書を学んだわけではないが斯学に対する説の手廻(嘉永三年七月十二日付)と合わせて相当の蒯臧を遂行し々不元浚(後述)等を入門させた1等の職務にもかかわり、本務

ける戦況を余すところなく活写している。明治三年七月藩校督学 事を談じ、 沢堂を開き一般子弟の養成にも尽力した。との塾の学科は漢学・ に推され、藩学の重鎮となつた。 成し、戌辰の役に廃しては、藩の使節として秋田に至り官軍と国 兵衛、小山内鉄湖、神喜洋芽、高山静 百名であつた(「日本教育資料」慶応二年)。 習字・算術で教師は墾頭が菊地格衛、他に四名居り、生徒は男子 ならず、 慶応元年再び書院番に列し、兼ねて経学士の職に任じたが、十月 「藩祖略記」を著わして藩主に上呈し、かたわら茶畑町に私塾麗 慶応二年七月藩校小司を命ぜられ、十月には「津軽前譜」を完 安政三年、 帰国・蟄居を命ぜられたが、万延元年に許されて後は、 且つまた「討南・北略記」を著わし野辺地・函館に 藩公の世嗣問題で、その血統論がいれられるととろと (文堂) 等を輩出している。 との門から、 一戸

みることとなつた。(東奥義塾)の一角に新装なつた学舎の再規をおう育英の事業にあることを痛惑、菊地九郎等と相呼応し、漢・する育英の事業にあることを痛惑、菊地九郎等と相呼応し、漢・する育英の事業にあることを痛惑、菊地九郎等と相呼応し、漢・可四年の廃藩置県に当り、郷党の将来は、かかつて人材を選成同四年の廃藩置県に当り、郷党の将来は、かかつて人材を選成

石居は先輩の名士として推されて幹事となり、職員は第地・成

田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する秀才三十六名をそろえる田五十徳両副幹事のもと地元を代表する

五大洲中皆旧姻 却西朝越一家春

今宵各手交相握 曾是天涯对連人

足と足うら合せなる国人の

手と手を握る今日ぞうれしき

と詠じ仮に送つた。

は一しお深いものがある。良、長女しほが教員として動務しており、義塾と兼松氏との関係良、長女しほが教員として動務しており、義塾と兼松氏との関係をお、同八年、塾に小学科が再設、女子部が新設されると長男

リカ人宣教師が相次いで米塾、キリスト教精神をもたらして養塾夫妻以後(明治七年期満ちで退弘)ジョン・イングをはじめアメ姦塾において身につけた福沢流の実学精神に加らるに、ウオルフは新田思想の相剋が表面化したことの一例と認められるが1周知は新田思想の相剋が表面化したことの一例と認められるが1周知漢学科の分離、휶松の幹事辞任は当時の各界にみられた、いわ

であり、前年には宗旨を改めて神道に帰依している。の儒者でなかつたととを示すものといえよう。時に石居六十三才の間に処して、上述の如き出所進退を示したのであつて、世の常の特質を形成し進むべき方向を決定していつたー、石居自身はこの特質を形成し進むべき方向を決定していつたー、石居自身はこ

## 二、石居の建言

ものか、それぞれ、どれだけの直接的効果を挙げたかはさておき ている。 向があるが(石居の建白按文)、本県においても種々の建白が出 かわりを持つことになつたことを示すものといえよう。 本県における。碱者の動きも政府と民権運動の政治的競合に深くか これらの建白が自発的になされたものか、政府の勧誘に相応じた 北・北海道、十八年の山陽道巡幸を実施していることからみて、 皮切りに、十一年の北陸・東海道、十三年の中央道、 さしせまつた状況にあると判断し、九年の明治天皇の東北地方を 昂揚から歳化の時期にあたり、明治政府は「人心収攬ノ必要」が も旧弘前藩士によるものであつたが、時あたかも自由民権運動の るを請い奉る哀願書」を提出している。以上は中市を除いて何れ には中津経郡長笹綵譲助が「御巡幸の龍駕を津軽地方へ枉げらる 中市稲太郎等による「国会開設の建白」等があり、同十四年六月 政大臣宛)、同十三年三月本多庸一、菊地九郎、今宗蔵、陸実、 崎寛、诗に十七才)の「立憲政体を布かれん事の建白」(三条太 泐題を下し場はむ事をとひ奉る建白」、同八年六月工廢覚蔵(外 明治新政府は諸施策の策定に当り、建白書の提出を奨励した 建言」、同六年十二月下沢保躬の「明治七年歳首天下全国に 例えば明治五年四月本県小参事杉山龍江の「奉」 十四年の東

あつて、 ものであつた。石居の建言した事項を挙げてみると次の如くであ にふさわしく博識に裏づけられた合理的・革新的な内容に満ちた 右のような、いわば政治上の大局にかかわる建言の盛行の中に 法律・産業・風俗習慣・人物登用等にまで及び、一代の碩学 石居が明治四・五年から六・七年にかけて行なつた建言

秋田試作。威索製造の義 新律綱領への疑義

種短の妨害

本県の習俗について

(5)上; 従一位三条公閣下執事; 書

人物登用の建白按文

である。建白のきつかけは、塾における講義で、石居の解説が新 摘した妥点は とにもつた 律と一致せぬ点があつたのを、生徒が東京の新聞社に投書したこ 条等を参照して百九十二条とし、明治三年新政府が制定したもの 以下、主文によりつつその意図にふれてみようと思う。 (1)の新律綱領とは、明・隋律を基に、わが養老律・岡定書百箇 (草案、青森権会北代正臣宛)。石居の問題として指

原と泊叔姑と唱るは、伯父、叔父姑を指すに以たれば、伯叔母 姑と母の字を補いたらんには、 にや。又御追改親相姦の条に、凡父祖の妾、伯叔姑とあるは、 河にや。 才四等親の兄弟の妻のみありて、姉妹の夫なきも如何 「才二等親の兄弟の子の盛のみありて、姉妹の子の場なきは如くか」を含いをひくてく 閘 に載たるには、 伯叔姑の傍に、おぢ・おば・しゆうとめと 滅然たるべきか。<br />
且此条を報知

> というにあり、つづけて **訓かなしたる、かなも違い 名義も混淆して更に疑惑を起こせり一**

弟と云にて、従父従母及び内外兄弟の差別なく運称したる領尤 なる物、甚しき診妄ありて勇徒母をも伯父叔母などと称し、従ありて判然たらんが、必意徳川氏にて、天下に頒ちたる服忌令 診妄の至也。 先此五等親を明亮に定めらるる時は、他日仮服令 「伯叔母とありて、傍訓ををちのめとし、姑の傍には、

としたのである(明治六年十月二十二日、司法省宛。七年一月四 日副署をそえて支庁へ再提出。)ついで同じく「新律五等親の才

等の養父母とあるは、述意協に疑ふ処あり」として るを夫は

才一等にありて、

妻は

才二等にあること

穏当ならざる 考えれば、大宝の際には当今の如く其後となるの養子なる者は や。又仮寧令にも「遇父母喪並解官」とのみみえて養父母を掲 に似たり。 (下略) 」 ば、他日の父母にて、夫妻斉等なるべき事は、萬国普通の義な 妻は説文に「婦与己斉者也」とみえ、今日の夫妻は子よりみれ ならには受養父母と目し、継父母と等を同うして充当ならん妹。 育を受けたる者を指すには非る衆。若し養育を受けたる養父母 あるべからざらん承。かかれば、此様父母なる者は、 るは、是養を受けたる父母を指すならん。且此目も義制令を以 げず「法曹至要抄」に拠れば、祖父母の下に、養父母を加えた を真父母と認なすなれば、別に養父母の目を掲るに及ばざるに 「古今の副養子たる者其家を続き、其後となる者は、 恐くは養 即養父母

というオニの建言を提出している (明治六年十二月七日司法省宛

ついて、どれだけの反応があつたかは不明である。 建言问様、七 年一月四日支庁へ再提出)。との五等親建言に

とに着目し、その不経済であることを指摘し 代から苗を田に移植した後、苗代はそのままに放置されているこ (2)の狭田試作、凝索製造の義はまず津軽地方の習いとして、苗

恐らくは三万石を増穀するに過るに至らん然」 試る者なし、予愛に暗算するに、此県下層境の秧田に値付なば 旧藩の時論陳したれども、兎角吏民共に頑にして、成言が説を 地にては、秧田を閑却せず、之に植付せり。・・・・・成言此義を ても一証とすべきは、和徳茶畑の北方及び茂森町の西方の田 東京は勿論他県に於てもかかる所為はなきこと也。本県に於

を惜み、威索をつくることを奨励すればとして、 科に供せられるもの以外は、徒らに野に朽ち果てさせている状況 県の人人が確素の利用を知らず、従つてその製造法を知らず、食 と述べ、苗の値付実施を進言したのである。さらにつづけて、本

(43)細?)の事なれども、 立て南京に輸送する時は許多の生産ともなるべき也。是等は頃 「・・・ 弧児寡婦の手業ともなり、且之を大に 取束ね買集る者を 物を開き務を成すの一端とも謂べき

まえて、その筐正すべきを述べたもので五項目にわたる。即ち、 **凌縄については業者の経験を徴するように、とした(同二月十日)** に具体的方法についても建言するよう求められ、秋田試作は老浸、 支庁から本庁へ上申され、同二月九日採用の通知を受けた。同時 と述べている(明治七年一月十八日、弘前支庁宛)。この建言は ,の本県の習俗に就いては、当寺における本県習俗の実態をふ

二未熟米・栗、刈取り、採取のこと

称し、未熟の稲を刈り、潔して持き、扁平にし、之を月に供す

口勢線花の使用を止めるべきこと 17婚姻上の弊風を正すべきこと

(小 送事に 新技術を導入すべきこと) (二未熟米・渠の刈取り、採取を止めるべきこと) (八野犬の徘徊を防止すべきこと)

を示してみよう。 以下、それぞれについて述べられている実情と対策(イ、ハ、

朩

口剪綵花のこと 氏を冒させなどして、直に弟の妻となす、往々の習俗なり、・・ れ、而今以後如此事無之様御布令とれ有度事なり。」 甚野蛮の習俗にて、其実は残にして又養母となしたる者を蒸す 其弟を以嗣となし、或は兄の養子更宜なりとして、兄の妻に他 イ婚姻上の弊風のこと 「兄なる者既妻を迎えたる後病死し、

八野犬徘徊のこと、「風土の然らしむるにや、地方に多く風犬 に至るべき敷。」(イ・ロ・ハ、明治七年七月十三日 ぜられ、見るに随い之を捕らしむるならば、自ら風犬も出ざる これあり。・・・・・人家に畜う処の犬は其首に小なる碑をつけ家 花を供する事を禁制あられ度事なり。 名を註し置べき旨を徇られ、若碑なき者をば皮を製する者に命 ありて小児或は大人も之が為めに創を 被り 治難治に至る者往々 之をなす省あり。・・・・・送弾及び追祭にも平常とても一切剪綵 寔に無用の甚き物也。・・・・・他の談りを得ん事を怕れて、在て 「送葬の時剪綵花を用うる風習あり。

「旧暦の中秋日に平米と

近年醸造家にて、伊丹より酒保を傭い下して稍々伊丹を摸するたる 稲を東ね五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東ね五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東和五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして並べ置けり、之たる稲を東れ五六東づつを田中に穂を上にして近くでは、津軽地しやすしなど云て、村のとは、東京都下にては、津軽がしてが東子を製家にては之を買ひども、厳をあく店にては隣接の時間が、近年醸造家にて、伊丹より酒保を傭い下して稍々伊丹を摸するに、村の大の大の場が、

ざるは寔に頑愚と云うべし。」(年月日不明)ざるは寔に頑愚と云うべし。」(年月日不明)の個を造る事を知覚せり。未だ粛かず、豪庭の上国の老庭を傭の個を造る事を知覚せり。未だ粛かず、豪庭の上国の老庭を傭の個を造る事を知覚せり。未だ粛かず、豪庭の上国の老庭を傭の個を造る事を知覚せり。未だ粛かず、豪庭の上国の老庭を傭

の指導につくすこと大。)の語として、以後明治六年までその数二万余名にのぼる。医療のかたわら後進貨」として出版。文久二年より医学館の種痘館にて種痘を行ないその学士となる。翌七年クラメルス闘語辞書を疑刻し、「濬語象式医師の草分け。安政六年稽古館に過学堂が設けられるにおよび、独種痘の妨害は弘前本町一丁目の住医佐々木元後(湧学者・洋生の指導につくすこと大。)の語として、

している。(明治七年五月、青綵県支庁宛)と述べ、さらにこれらの盲巫が住民をまどわしている種々の事例と述べ、さらにこれらの盲巫が住民をまどわしている種々の事例と述べ、さらにこれらの盲巫が住民をまどわしている種々の事例と述べ、さらにこれらの盲巫を信ずる故、種痘に来らざる也とごと述べ、さらにこれらの盲巫を信ずる故、種痘に来らざる故を探討せ「百沢村近傍新法師村辺より絶えて種痘に来らざる故を探討せ

を示すものとしてみるべきであろう。即ち言う、きことを上申したもので、石居の政治主権ー制度についての認識(5)上、従一位三条公閣下執事書は、大政大臣の名号は復廃すべ

「…ひそかに惟るに大政大臣名号の由り来る処を原ぬるに、昔

且其職名の如きは大丞相等の適宜の称謂あるべきなり…。」と に知る大政の政字は元是天子親政の政字なることを、…伏して 大政は即是天皇陛下の大政たる名実允当の事に知らしめん事を、 誰るに割下速かに大政大臣の名号を復辟し、海の内外をして、 在親王を以知大政官事とし、又皇太子を以大政大臣となすは是 (三条大臣就任は明治四年七月、建白年月日不明)。 日天位を刷がしむ可きの人をして大政に歴試せしむる耳、 故

あろう。即ち言う、 を主張したもので、 (6)人物登用の建白疫文、 石居の施政観の一端を示すものとみるべきで は賢才を選挙によつて任用すべきとと

の民心初めて其公明なるに服従せんか…」 其投札人名の尤多き者一人を権参君堤携して闽出府あらば闔境 民各一己の見籠を以吾勝れたりと思う処の人名を封書し各其巨 「… 程県の而還尚お日茂き事故、曾下人物の賢愚飼悉知これ有 (治五年八月 (九年七月のものか)。 《々々へ没札させ、之を区長にて取束ね、県庁に於て開封し、 からざる事勿論なれば、今より至急各大区へ布令せられ、人 (那須均權参事時代

の法制、 意を喚起しようとする態度をもつていたことである。 並びにそれの内包する問題点を的確に把握し、常に事の本質に注 の建言がなされた背景と本領について考えてみよう。 まずオーは、建言1、5にみられるように、石居がわが国古来 以上、石居の建言についてみたわけであるが、つぎに、これら 而して時代の進展に伴つて生起してくる新体制 政治制度に深く積通し、該博な知識をもつていたことで (法令)、

(5)

違言6にみられるように、それが施蚊の水準向上に貸

ための方策を常に忠考していたことである。 而して認識しえた同題点については、それの合理的解决の打開の る広範な諸事象に対し、鋭い観察の眼を向けていたことであり、 て斬新な方法を提示する柔軟な思考態度をもつていたことである。 すると判断した場合、従来のゆきがかりにこだわらぬ、思い切つ **沙三は、建言2、3、4にみられるように、日常身辺に生起す** 

の属学の本質を把握し、その最晩年には津軽旧記項(十五冊)の なる

漏者たる

に留まる

をいさぎよし

とせず、

経世済民の

学として よると思われる。 よつて培われた政治の体系性と有用性の認識をもつていたことに **藍修者(協力者は強口)建良、下沢保躬)となつたように、修史に** 要するに、石居が上述のような巾広い違言をなしえたのは、

(4)明治初期における津軽地方(3)同 上 九四頁参照。(1)弘前市史明治大正昭和編 「兼松石居先生伝」 一〇六頁参照。 九四頁参照

明治初期における津軽地方の米作技術については、 いるが、との建言の示唆する意義は大きい。 除、馬耕法の採用、種籾の塩水選法等のことが図られて 九八頁(一〇〇頁参照 弘前市史前掲 裏虫の

佐々木元俊の種痘普及に関する業績は、 の唐牛昌運・昌孝兄弟とともに特筆さるべきものである。 木元俊先生」 一二頁(一六頁参照。 五四九頁《五五二頁、 その開拓者として 竹內運平著「佐々

86